第５号（質札）

第　　号				
質　　札				
質契約の日		年	月	日
貸付金額				円
品目及び数量				
流質期限		年	月	日
殿				
	営業所の所在地 営業所の名称	氏		名

備考　１　下部の余白又は裏面に、法第16条第１項（営業所内に掲示すべき事項）に定める掲示事項を記載しておくこと。

２　番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。

３　裏面に、質置主が他人に質物の受戻しを委任する場合に、その旨をこの質札をもつて証することができるようにするために必要な事項を記載しておくことができる。

四　質札又は通帳を携帯していない者から質置主以外の者であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から、その相手方が質物を受け戻すことについて正当な権限を有する者であることを証するに足りる資料の提示を受け、その相手方の住所、氏名及び職業、質契約の年月日、質置主の住所、氏名、職業及び年齢並びに受戻しの請求に係る質物の品目、数量及び特徴を質問し、かつ、その答弁の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

２　質屋は、前項の規定により相手方が当該質物の受取について正当な権限を有する者であることを確認するために確かめなければならない事項のうち、知しつしているものがあるときは、当該事項についての確認の方法を行なわないことができる。

（許可証等の提示）

第二十一条　質屋又はその従業者が法第十八条第二項の規定により、流質物の売却のため、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項第二号の古物市場に立ち入ろうとするときは、質屋又はその従業者であることを証明する許可証その他の証票を携帯し、古物市場主に提示しなければならない。

第５号（質札）

第　　号				
質　　札				
質契約の日		年	月	日
貸付金額				円
品目及び数量				
流質期限		年	月	日
殿				
	営業所の所在地 営業所の名称	氏		名

備考　１　下部の余白又は裏面に、法第17条第１項（営業所内に掲示すべき事項）に定める掲示事項を記載しておくこと。

２　番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。

３　裏面に、質置主が他人に質物の受けもどしを委任する場合に、その旨をこの質札をもつて証することができるようにするために必要な事項を記載しておくことができる。

四　質札又は通帳を携帯していない者から質置主以外の者であるとして質物の受けもどしの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から、その相手方が質物を受けもどすことについて正当な権限を有する者であることを証するに足りる資料の提示を受け、その相手方の住所、氏名及び職業、質契約の年月日、質置主の住所、氏名、職業及び年齢並びに受けもどしの請求に係る質物の品目、数量及び特徴を質問し、かつ、その答弁の内容と法第十四条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

２　質屋は、前項の規定により相手方が当該質物の受取りについて正当な権限を有する者であることを確認するために確かめなければならない事項のうち、知しつしているものがあるときは、当該事項についての確認の方法を行なわないことができる。

（許可証等の呈示）

第二十一条　質屋又はその従業者が法第十九条第二項の規定により、流質物の売却のため、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条第三項の市場に立ち入ろうとするときは、質屋又はその従業者であることを証明する許可証その他の証票を携帯し、市場主に呈示しなければならない。